

訴訟事件の判決について

1 事件名

土地境界確定等請求事件

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

令和5年(2023年)10月11日 東京地方裁判所に訴えの提起

26日 訴状送達

令和8年(2026年)3月9日 東京地方裁判所で一部認容、一部却下判決
の言渡し

4 事案の概要

本件は、原告が、原告が所有する土地と被告が所有する道路部分の土地との境界（以下「本件境界」という。）について争いがあるなどと主張し、主位的請求として、本件境界が原告が主張する線（以下「原告主張線」という。）であることの確定を求めるとともに、原告が主張する原告主張線と被告の主張する線との間の土地（以下「本件土地」という。）の所有権確認を求め、予備的請求として、本件土地について時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求めたものである。

5 請求の内容

(1) 主位的請求

ア 本件境界は、原告主張線であることを確認する。

イ 原告が本件土地につき所有権を有することを確認する。

(2) 予備的請求

被告は、原告に対し、本件土地につき昭和46年9月18日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。

6 判決

(1) 主文

ア 本件訴えのうち、原告が本件土地の一部（以下「土地A」という。）につき所有権を有することの確認を求める部分を却下する。

イ 本件境界は、原告主張線であることを確認する。

ウ 原告が本件土地のうち土地Aを除く部分（以下「土地B」という。）につき所有権を有することを確認する。

エ 訴訟費用はこれを3分し、その1を原告の、その余を被告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 原告は本件土地につき所有権確認を求めているが、うち土地Aの所有権が原告に帰属することは当事者間に争いがなく、土地Aに係る所有権確認の訴えには確認の利益がない。

イ 現地の占有状況、現地の形状等、公図の記載等に鑑みれば、原告主張線が本件境界であると合理的に推認することができる。

ウ 本件境界は原告主張線であるところ、土地Bは本件境界よりも原告所有地側にあるから、その所有権は原告又はその前主に帰属していたものというべきである。